

2024.01.23

出張旅費日当に対する インボイス制度の適応

Q

お客様からのご質問

私はコマツの販売会社の経理担当社員です。

当社では、宿泊を伴う出張に際して、出張旅費や宿泊費以外に、社員に対して「出張日当」を支払っております。この「出張日当」は社員の旅費精算書の中で行われます。

そこで質問です。社員からは消費税に係るインボイス（適格請求書）を入手していないと、社員に支払う旅費日当は消費税法上、仕入税額控除の対象とならないのでしょうか？

A

キド先生からの回答

結論から申し上げますと、会社の従業員に支払う「出張日当」については「帳簿のみの記載」でよく、正式なインボイスは必要ありません。

出張旅費精算等で出張日数等が確認され、旅費規程で役職ごとの出張日当が適正な範囲内で定まっていれば、「出張日当」は「帳簿のみの記載」で差し支えないというのが国税庁の見解です。社員から正式のインボイス（適格請求書）を徴収する必要はありませんので、ご安心ください。

キド先生からのコメント

なお、出向社員に対して「旅費日当」を支払う場合については、会社の規定の範囲内で本人に「旅費日当」を払う場合には「帳簿のみの記載」で差し支えありませんが、出向元会社へ支払う場合には、出向元会社からインボイスを徴収する必要があります。詳しくは国税庁の Q&A にて公表されておりますので、ご確認ください。

